

# 景観法届出のチェックシート

## 【一般区域】

[ 開発行為 ]

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺の景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	適・否
共通事項	1・景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 <sup>1</sup> からの眺望に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
	3・行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
開発行為	1・できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。	有・無		適・否
	2・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。	有・無		適・否
	3・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。	有・無		適・否
	4・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	有・無		適・否
	5・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。	有・無		色彩基準に適合

「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

- 1 主要な視点場とは、大美和の杜展望台、松原神社、荒神の里・笠そば周辺、山田廃寺、県道多武峯見瀬線・聖林寺周辺、談山神社周辺、JR桜井線（まほろば線）、国道169号をいう。

# 景観法届出のチェックシート 【 開発行為 】

## 【 大神神社参道地区、三輪地区、初瀬地区、本町通地区 】

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺の景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	適・否
共通事項	1・景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 <sup>1</sup> からの眺望に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
	3・行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
開発行為	1・できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。	有・無		適・否
	2・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。	有・無		適・否
	3・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。	有・無		適・否
	4・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	有・無		適・否
	5・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。	有・無		色彩基準に適合

「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

- 1 主要な視点場とは大神神社参道周辺、大美和の杜展望台、桧原神社、三輪地区周辺、長谷寺門前町周辺、興喜天満神社、本町通地区周辺、をいう。

# 景観法届出のチェックシート

## 【三輪山眺望保全地区、多武峰眺望保全地区】

[ 開発行為 ]

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺の景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	適・否
共通事項	1・三輪山、多武峰など景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 <sup>1</sup> からの眺望に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
	3・行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
開発行為	1・できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。	有・無		適・否
	2・り面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。	有・無		適・否
	3・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。	有・無		適・否
	4・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	有・無		適・否
	5・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。	有・無		色彩基準に適合 適・否

「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

- 1 主要な視点場とは大美和の杜展望台、桧原神社周辺、芝運動公園周辺、大鳥居・大神神社参道周辺、その他JR桜井線、国道169号、談山神社南周辺等眺望が確保できる場所をいう。

# 景観法届出のチェックシート

## 【広域幹線道路沿道景観地区】

[ 開発行為 ]

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺の景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	適・否
共通事項	1・景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 <sup>1</sup> からの眺望に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
	3・行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
開発行為	1・できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。	有・無		適・否
	2・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。	有・無		適・否
	3・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。	有・無		適・否
	4・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	有・無		適・否
	5・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。	有・無		色彩基準に適合  適・否

「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

- 1 主要な視点場とは国道169号、国道169号バイパス、主要地方道桜井明日香吉野線、(都)中和幹線、大美和の杜展望台、松原神社周辺、芝運動公園周辺、大鳥居周辺をいう。

# 景観法届出のチェックシート

## 【桜井駅周辺地区】

[ 開発行為 ]

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺の景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	適・否
共通事項	1・景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 <sup>1</sup> からの眺望に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
	3・行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
開発行為	1・できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。	有・無		適・否
	2・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。	有・無		適・否
	3・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。	有・無		適・否
	4・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	有・無		適・否
	5・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。	有・無		色彩基準に適合  適・否

「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

1 主要な視点場とは桜井駅南北駅前広場、(都)桜井駅栗殿線、(都)桜井駅メスリ塚線をいう。